

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

甲州市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成29年12月14日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定による費用返還処分（以下「本件処分」という。）に係る平成30年3月14日付け審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案概要

#### 1 事案の骨子

本件は、審査請求人が保険解約により得た返還金について、処分庁が法第63条の規定により本件処分を行ったところ、審査請求人が、本件返還金を資力と認定することは誤りであること等を理由として、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

##### (1) 生活保護における保護の補足性の原理及び世帯単位の原則について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、保護の補足性を明らかにする一方、同条第3項は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定する。

また、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」と規定し、世帯員の需要及び収入を一括して、世帯としての最低生活費及び収入の認定を行い、それに基づいて保護の要否及び程度を定めるとして、保護の実施は世帯単位で実施することを原則としている。

##### (2) 法第63条の規定について

上記(1)の保護の補足性の原理に反した場合の取扱いとして、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村

に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。

### 3 前提事実

- (1) 平成26年9月18日、審査請求人は、処分庁に対して、審査請求人の母（以下「母」という。）との2人世帯として生活保護の申請をした。
- (2) 同年10月1日、処分庁の職員が審査請求人に預貯金調査の結果に基づく聴取りを行った。母の口座に50万円あった預貯金が同年9月22日に45万円引き落とされていたことについて確認したところ、容態が思わしくない母の葬祭費とのことだったため、葬祭費は当該45万円で賄うことで、処分庁の職員と審査請求人の間で合意した。
- (3) 同年10月8日、処分庁は審査請求人及び母に対して、同年9月18日付けでの生活保護受給開始決定をした。
- (4) 同年10月14日、処分庁の職員は、審査請求人に対し「生活保護法第61条に基づく収入の申告及び生活保護法第63条による費用返還について（確認）」と題する書面の文章を読み上げ、審査請求人が、確認の上、各項目の確認欄にチェックを入れ、審査請求人及び母の署名及び押印を行った。
- (5) 同年11月30日、審査請求人は、●●●●●●●●●●●●●●●●から同月27日に受領した返還金31万8千円（以下「本件返還金」という。）を記載した収入報告書を処分庁に提出した。
- (6) 平成27年1月26日、母が老衰により死亡した。
- (7) 同月28日、審査請求人は母を火葬した。その後、審査請求人は、母の遺骨を●●●の墓地に埋葬した。また、審査請求人の亡息子の遺骨について、遺骨を預けていた寺院から住職が認知症のため施設に入所することを理由に、遺骨の引き取りを求められたことから、同墓地に埋葬した。
- (8) 同年3月10日、審査請求人は、母の四十九日の法要を行った。
- (9) 同年4月1日、平成28年4月1日及び平成29年4月1日、処分庁は審査請求人の担当ケースワーカーを変更した。
- (10) 同年6月12日、処分庁の職員は、本件返還金について審査請求人に聴取りを行った。
- (11) 同年12月14日、処分庁は本件処分を行った。

### 4 争点

- (1) 本件返還金を収入と認定した処分庁の判断に違法性があるか。
- (2) 処分庁が本件処分をしたことについて、裁量権の逸脱又は濫用が認められるか。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件返還金を資力と認定するのは誤りである。
- (2) 本件返還金については処分庁に申告していたにもかかわらず、突然全額の返還を求めることは、処分庁の担当ケースワーカーの指導の懈怠の責任を審査請求人に転嫁するものであり不当である。
- (3) 審査請求人の経済状況を鑑みれば、月1万円の返還金を工面するのは困難であるから、本件処分は審査請求人の生存権を侵害するものである。

#### 2 処分庁の主張

- (1) 本件返還金を葬祭費に充てることについては認めていない。また、生活保護受給開始時に、審査請求人との間で、母の口座にあった45万円を葬祭費とすることを合意しており、本件返還金を葬祭費用に充てる必要はなかった。
- (2) 確かに担当ケースワーカーは審査請求人に対して本件返還金に係る指導等を行っていなかったが、消滅時効期間を経過していないため、返還を求めることは違法ではない。

### 第4 審理員意見の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 理由

- (1) 処分庁は、平成26年10月14日に「生活保護法第61条に基づく収入の申告及び生活保護法第63条による費用返還について（確認）」の書面により、審査請求人に対し「預貯金、生命保険などの解約返戻金等があった場合」法第63条による保護金品の返還を求められることを説明し、審査請求人も署名押印している。したがって、審査請求人は本件返還金について、処分庁から返還を求められる可能性があることを理解していたと思料される。
- (2) 本件返還金について処分庁は、存在を認識していなかったのであるから、葬祭費として費消することに合意していない。
- (3) 本件返還金について消滅時効期間は経過していないことから、法第63条の規定により返還を求めることに違法又は不当は認められない。
- (4) 処分庁は、審査請求人に対し毎月の出費についての聴取りを行った上で、月1万円の返還が可能であると判断しており、審査請求人から説明

がなされれば返還額の変更も可能としているのだから、返還額を月1万円としたことについても違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の判断  
審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過  
平成30年 4月26日 審査庁から諮問書受理  
同年 6月21日 審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分手続について

処分庁は、本件において法第63条の規定による費用返還処分であることを示した上で、書面で本件処分を行ったものであり、手続的な瑕疵は認められない。

3 本件処分に係る争点について

(1) 本件返還金を収入と認定することが許されるか。

ア 審査請求人は本件返還金を「資力」と認定すべきでないことを主張するが、これは本件返還金を収入と認定した処分庁の判断に違法性又は不当性があることを主張する趣旨と考えられる。そこで本件返還金を収入と認定することに違法又は不当性が認められるか検討する。

イ 生活保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものであり（法第4条第1項）、最低限度の生活維持に活用しうる金品は、全て収入として認定されるのが原則である（生活保護手帳別冊問答集2017（中央法規出版株式会社。以下「問答集」という。）305頁）。しかし、常にこの原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点及び社会通念の観点から適当でない場合があることから、一定の金銭等については、収入として認定しないものとされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。）第8の3の(3)）。

ウ 本件返還金は、審査請求人が保険契約を解除して得た返還金であるところ、次官通知第8の3の(3)に掲げられている収入には、これに該当するものはない。

エ したがって、本件返還金を収入と認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) 処分庁が本件処分をしたことについて、裁量権の逸脱又は濫用が認められるか。

ア 法第63条の規定による返還額の決定に当たっては、原則として、認められる資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきものとされているが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定範囲で控除を認めるとされている(問答集410頁「問13-5」)。

このように、法第63条が、保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(法第1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

イ 審査請求人は、本件返還金を葬儀費用等として支出しており、生活費として費消していないことを主張する(反論書第1)。これは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」(問答集「問13-5」)として、返還を免除すべき場合に当たる旨を主張する趣旨と考えられる。そこで、処分庁が本件返還金全額について返還を免除すべき場合に当たらないと認定したことに、違法又は不当な点が認められるかについて以下検討する。

ウ この点について、弔慰に充てられる経費は一定の場合に「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」に当たりうるとされている(問答集「問13-5」、生活保護手帳2017年度版(中央法規出版株式会社)350頁)。

しかし、本件で、処分庁は、葬儀費用等としては審査請求人の母の預貯金45万円を充てれば足り本件返還金を葬儀費用等として支出する必要はなかった旨を認定した上で、本件返還金は「当該世帯の自立

更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」といえないことを認定し、全額の費用返還処分をしたものと認められる（弁明書第5）。

ここで、葬祭費の扶助基準額が1級地であっても大人20万6千円以内とされている（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第8）ことからすると、当該預貯金のうち少なくとも20万6千円を超える額については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」とは言えず、過支給がされていたものといえる。

エ そうすると、本件返還金はそもそも葬儀費用等として支出する必要はなかったといえるから、本件返還金は「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」といえないと認定した処分庁の判断に不合理な点は認められず、処分庁が、本件返還金全額について、返還を免除するべき場合に当たらないと認定したことを、違法又は不当と認めることはできない。

オ もっとも、本件では、ウで述べた母の預貯金のうち20万6千円を超える額について過支給がされていたことに加えて、処分庁が、審査請求人から本件返還金の収入申告書の提出を受けており、また、審査請求人が母親等の葬儀手続等を行うことについて報告を受けていた（弁明書5頁）にもかかわらず、審査請求人に対する指導等を怠った（弁明書6頁）結果、本件返還金相当額についても、審査請求人に対して過支給がされたものと認められる。また、処分庁が、これらの過支給への対応を3年以上にわたって怠った結果、審査請求人が過支給相当額を費消してから、本件処分がなされたものと認められる。このような処分庁側の懈怠に起因する過支給について、法第63条の規定による費用返還処分をすることは、処分庁の裁量権の範囲の逸脱又は濫用とならないかについて以下検討する。

カ 前述の法第63条が返還を求める金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねた趣旨からすると、保護の実施機関による返還金額の決定が、法第63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実を誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したのものとして違法となると解するのが相当である。

キ しかしながら、これを本件についてみると、処分庁は、葬祭費の扶助基準額を大きく上回る金額の母の預貯金に対しては費用返還処分を

行わず、本件返還金についてのみ費用返還処分をしているものであって、処分庁の職員の過誤に起因する過支給相当額全てを審査請求人に負わせるものではないと認められる。また、処分庁は、毎月の返還額について、審査請求人に対する聴取りに加えて、自動車の維持費等が不要になることも考慮した上で相当と認められる額を認定しており（口頭意見陳述後の追加資料）、審査請求人の経済状況についても配慮していることが認められる。

このような事実からすれば、本件においては処分庁の過誤又は懈怠に起因して過支給がされたものではあるが、その負担を一方的に被保護者である審査請求人に転嫁するものとはまではいえることができず、処分庁による返還金額の決定が、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとまでは評価できない。

ク したがって、本件処分について、処分庁に裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

#### 4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 5 その他

本件は、専ら処分庁の職員の過誤に起因して過支給がされた上に、3年以上もの長期にわたって処分庁が指導等を行わなかった結果、審査請求人が収入を費消した後に費用返還処分がなされたものであって、処分庁の過誤により審査請求人にとって無用な負担を課した側面があることは否定できない。処分庁においては、審査請求人の返済月額等について十分に配慮するとともに、今後、生活保護事務全般にわたり処理のあり方の見直しと改善に取り組まれない。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美